

相続人の帰責性の有無・程度を考慮し、遅れてなされた相続放棄の申述を受理すべきとした事例**【文 献 種 別】** 決定／東京高等裁判所**【裁判年月日】** 令和 1 年 11 月 25 日**【事 件 番 号】** 令和 1 年（ラ）第 1872 号、令和 1 年（ラ）第 1970 号**【事 件 名】** 相続放棄申述却下審判に対する各抗告事件**【裁 判 結 果】** 取消・受理（確定）**【参 照 法 令】** 民法 915 条**【掲 載 誌】** 判時 2450・2451 号合併号 5 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25566598

上智大学教授 羽生香織

事実の概要

A（昭和 2 年生まれ）は、平成 29 年×月×日死亡した。A の法定相続人は、A の姉の子（A のおい・めい）の X₁（昭和 7 年生まれ）・B（昭和 15 年生まれ）・X₂（昭和 19 年生まれ）である。

X₁・B・X₂（以下、「X ら」という）と生前の A は、長い間、顔を合わせたり連絡を取り合ったりすることは一切なく、X らは、A の消息を全く知らなかった。そのため、A の死亡の事実も知らなかった。

X らは、平成 31 年 2 月下旬頃、同月 18 日付けの C 市長作成の「亡 A 様に係る固定資産税の相続人代表者について」と題する書面（以下、「本件文書」という）を受領した。X らは、自分たちが知っている人物かは分からないが、C 市に固定資産を所有する亡 E の妻である A が死亡したので、その相続人の中から固定資産税に関する文書の受取りについての代表者を決めてもらう必要があるとの趣旨が記載されていたことから、X らは、その頃、A の死亡の事実と、自分たちが A の法定相続人に当たることを知った。

その後、X₂ が C 市役所に問合せを行い、A の所有する不動産の所在地は判明したものの、当該不動産の価値等は一切分からなかった。X らは、相談の結果、面倒な事態に巻き込まれたくないといった漠然とした思いから、相続放棄をすることを決意した（なお、X₁については、高齢であったこともあり、娘の D に対応を一任しており、D が、X₂ や B との協議を行った）。X らは、代表者が相続放棄をすれば足りると誤解していたことから、令和元年 5 月 18 日頃、B 一人のみが申述人として記

載された相続放棄申述書を前橋家庭裁判所太田支部に宛てて郵送した。なお、当該申述書は、B に代わって X₂ が記載したものであり、また、3 人分の申立費用額に相当する収入印紙が添付されていた。

令和元年 6 月上旬頃、C 市役所からの問合せに対し、X₂ が、B が代表して相続放棄を行った旨を述べたところ、市役所の担当者は、相続放棄は各人が手続を行う必要があることを指摘し、さらに、A の平成 30 年分の固定資産税 2 万 9000 円が滞納になっていることや、今後、発生する固定資産税は相続人代表者に支払義務が生じることを説明した。これにより、X₂ は、家庭裁判所に自ら相続放棄の申述を行う必要があることや、A に未払の固定資産税があることを初めて認識し、同月 19 日、前橋家庭裁判所太田支部に対し、相続放棄の申述をした。

X₂ からの連絡を受けて、D も相続放棄の申述を行うための準備に着手したが、その後、X₂ が家庭裁判所の職員から相続放棄の申述の取下げについて検討を促されたこと等を聞いて、手続をしばらく見合わせていた。

しかし、D は、令和元年 7 月 14 日頃、X₂ が、C 市役所が X₂ に送付した同月 8 日付けの通知書面を見せられ、それによって、具体的に年間 2 万 9000 円の固定資産税・都市計画税が発生することを認識し、X₁ の年金収入で毎年を支払うことはできないと考えた。そして、D からの説明を受けた X₁ は、改めて相続放棄の申述を行うことを決意し、同月 16 日、前橋家庭裁判所太田支部に対し、相続放棄の申述を行った。

原審（前橋家太田支審令元・9・10判時2450＝2451号8頁および前橋家太田支審令元・10・3判時2450＝2451号8頁）は、 X_1 および X_2 の相続放棄の申述（以下、「本件各申述」という）は相続放棄の熟慮期間を経過してされたものであるとして、いずれも却下した。 X_1 および X_2 が抗告した。

決定の要旨

「 X_1 および X_2 の本件各申述の時期が遅れたのは、自分たちの相続放棄の手続が既に完了したとの誤解や、被相続人の財産についての情報不足に起因しており、 X_1 および X_2 の年齢や被相続人との従前の関係からして、やむを得ない面があったというべきであるから、このような特別の事情が認められる本件においては、民法915条1項所定の熟慮期間は、相続放棄は各自が手続を行う必要があることや滞納している固定資産税等の具体的な額についての説明を X_1 および X_2 が市役所の職員から受けた令和元年6月上旬頃から進行を開始するものと解するのが相当である。」

付言すると、「相続放棄の申述は、これが受理されても相続放棄の実体要件が具備されていることを確定させるものではない一方、これを却下した場合は、民法938条の要件を欠き、相続放棄したことがおよそ主張できなくなることに鑑みれば、家庭裁判所は、却下すべきことが明らかな場合を除き、相続放棄の申述を受理するのが相当」である。

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、具体的事情から相続人の帰責性の有無・程度を考慮し、遅れてなされた相続放棄の申述を受理すべきとした事例判断である。遅れてなされた相続放棄の申述について、最判昭59・4・27（民集38巻6号698頁。以下、「最高裁昭和59年判決」とする）は、熟慮期間の起算点を例外的に遅らせることを認めた。最高裁昭和59年判決が示した判断枠組みを、原審判は形式的に解し、一方で、本判決は実質的に解したものといえる。

二 熟慮期間の起算点

1 熟慮期間の許与

民法896条本文は、相続の開始により被相続人の財産に属した一切の権利義務は包括的に相続人に承継されるとする。この包括承継主義を前提としつつ、民法915条1項本文は、相続人に対し、単純承認（920条）もしくは限定承認（922条）または相続放棄（938条）をすることについての選択の自由を認めている。ただし、法律関係の早期安定のため、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月」という期間を許与する。この期間を熟慮期間という。

最高裁昭和59年判決は、熟慮期間の許与は、相続人が、相続開始の原因事実およびこれにより自己が相続人となった事実を知った場合には、通常、この期間内に、相続財産の有無、その状況等を調査することで、単純承認もしくは限定承認または相続放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されとの考えに基づいているとした¹⁾。

熟慮期間は除斥期間であり²⁾、相続人が熟慮期間内に限定承認または相続放棄をしなかったとき、単純承認したものとみなされる（921条2号）。

2 最高裁昭和59年判決

熟慮期間の起算点は、「自己のために相続の開始があったことを知った時」（915条1項本文）である。判例・学説における条文上の解釈をめぐる争い³⁾は、最高裁昭和59年判決で決着がつけられたものの、それ以降、判決の射程をめぐる争いへと移行している。

(1) 原則

「自己のために相続の開始があったことを知った時」（915条1項本文）とは、相続人が、被相続人が死亡した事実および自己がその者の相続人となった事実を知った時である（大決大15・8・3民集5巻679頁）。このとき、相続財産の認識は問わない。

(2) 例外的考慮

最高裁昭和59年判決は、「熟慮期間は、原則として、相続人が前記の各事実（〔相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実〕）を知った時から起算すべきものであるが、相続人が、右各事実を知った場合であっても、右各事実を知った時から3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対

し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が前記の各事実を知った時から熟慮期間を起算すべきであるとするのは相当でないものというべきであり、熟慮期間は相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時又は通常これを認識しうべき時から起算すべきものと解するのが相当である」とした。

(3) 判決の射程

最高裁昭和 59 年判決は、民法 915 条の趣旨に鑑みて、相続人において、相続財産が全く存在しないと考え、かつ、そのように考えたことが客観的にみて相当であるという場合には、相続財産の調査を要求するのは酷であることを考慮したものである⁴⁾。このとき、相続財産の認識について、相続人が被相続人に相続財産が全く存在しないと信じた場合に限られるのか（限定説）、または、相続財産の一部の存在を知っていた場合も含まれるのか（非限定説）が問題となる。

最高裁昭和 59 年判決の事案は、相続人が、「被相続人に相続財産が全く存在しないと信じた」ために、熟慮期間内に限定承認または相続放棄をしなかった事案であった。そのため、最高裁昭和 59 年判決は限定説に立つものであると理解されている（最決平 13・10・30 家月 54 巻 4 号 70 頁、最決平 14・4・26 家月 55 巻 11 号 113 頁）。

他方、非限定説は、相続人が、「被相続人に相続財産が全く存在しないと信じた」場合に限定すべきでないとする。相続財産の一部の存在を知っていたとしても、相続財産が著しい債務超過であることを相続人が知らなかった場合や、その債務負担を知っていれば相続放棄等をするのが通常の対応であるといえるような積極財産の額をはるかに超える額の消極財産が被相続人に存在しないと信じていた場合にも、熟慮期間の例外的考慮を認める⁵⁾。

3 相続財産の認識

(1) 本件事案の特徴

本件事案の特徴は、本文書を受領した平成 31 年 2 月下旬頃に、X らは、被相続人が死亡した事実および自己がその者の相続人となった事実を知ったこと、さらに、本文書により、X らにおいて、相続財産（不動産およびその所有者に課せられる固定資産税の発生）が存在することを認識し

たと認められることにある。従って、本件事案は、最高裁昭和 59 年判決が示した判断枠組みに照らし、さらに、相続財産の認識について、限定説・非限定説いずれに立つとしても、熟慮期間の例外的考慮が認められると直載できない事案である。

原審は、最高裁昭和 59 年判決が示した判断枠組みに照らし、熟慮期間は本文書を受領したとき（ころ）から起算するのが相当であるとし、本件各申述を却下した。なお、原審は、本文書を受領から本件各申述に至るまでの X らの事情は「熟慮期間の起算点を後にする理由にならない」とした。

他方、本決定は、最高裁昭和 59 年判決が示した判断枠組みに従いつつ、相続放棄の申述が遅れてなされた特別の事情を考慮する。つまり、X らにおいて、自分たちの相続放棄の手続が完了したと誤解したこと、被相続人の財産について情報不足であったこと、X らの年齢や被相続人との従前の関係を考慮すると、本文書を受領してから 3 か月以内に相続放棄の申述をしなかったとしても「やむを得ない」とし、熟慮期間は「相続放棄は各自が手続を行う必要があることや滞納している固定資産税等の具体的な額についての説明を X らが市役所の職員から受けた令和元年 6 月上旬頃」から起算するのが相当であるとし、本件各申述を受理した。

(2) 権利行使の期待可能性

最高裁昭和 59 年判決は、熟慮期間が設けられた趣旨は、相続人に単純承認もしくは限定承認または相続放棄のいずれかを選択する機会を保障することにあるとした上で、熟慮期間の起算点について、例外的に、「相続財産の認識」を考慮するとした。

このとき、熟慮期間が設けられた趣旨に沿って「相続財産の認識」を言い換えると、相続人において相続放棄または限定承認の意思表示をすることが期待できたかどうか（「権利行使の期待可能性」⁶⁾）である。本決定は、「権利行使の期待可能性」を重視し、個別具体的な事件の事情を考慮したものと評価することができる。

本決定は、熟慮期間の例外的考慮を検討するに際し、X らと被相続人とが生前、全く疎遠な間柄であったこと、本文書には、被相続人の資産や負債に関する具体的な情報は何ら記載されていなかったこと、X らが高齢であること、相続放棄の

手続に関する法の不知などを考慮要素として挙げる。さらに、遅れてなされた相続放棄について、「本件文書を突然受領したからといって、被相続人を相続すべきか否かを適切に判断することは期待し得（ない）」、「Xらの対応に格別不当とすべき点があるとはいえない」、「やむを得ない面があった」と述べていることから、「権利行使の期待可能性」を重視していることが分かる。従って、本決定は、Xらに「権利行使の期待可能性」がなかったため、単純承認もしくは限定承認または相続放棄のいずれかを選択するための前提を欠くとして、熟慮期間の例外的考慮を認めたものと解される。

(3) 相続人の保護

本決定は、最高裁昭和 59 年判決が示した判断枠組みを実質的に解することで、妥当な解決を導きだした。しかし、本決定が示した「権利行使の期待可能性」の重視は、基準としての明確性を欠く。本決定が挙げた考慮要素をも熟慮期間の例外的考慮の検討対象とすることは、もはや限定説・非限定説の枠組みすら逸脱している（したがって、本決定は、「相続財産の認識」について非限定説に立つものであると評価し得ない）。同様に、相続人の選択の機会を保障するためとはいえ、相続関係の早期確定とは大きく乖離する。

本決定は、あくまで事例判断であり、遅れてなされた相続放棄における「権利行使の期待可能性」を重視するという考え方が今後一般的に許容されるものではない。

三 相続放棄の意思表示

本決定は、相続放棄の申述受理について、「家庭裁判所は、却下すべきことが明らかな場合を除き、相続放棄の申述を受理するのが相当」であるとの付言を付した。本決定は、審判事件と訴訟事件との手続不均衡および審判の範囲に鑑みて、家庭裁判所はできるだけ申述を受理しておくべきであるとの価値判断を示したものである。

(1) 手続不均衡⁷⁾

相続放棄は要式行為であり（938 条）、家庭裁判所がその申述を受理することによりその効力を生ずる（最判昭 40・5・27 家月 17 巻 6 号 251 頁）。しかし、相続放棄の申述が受理されたとしても、その受理が適法であることの既判力は生じないため、後日、民事訴訟において相続放棄の有効性を争うことができる（最判昭 29・12・24 民集 8 巻 12

号 2310 頁）。他方で、相続放棄の申述の却下が確定した場合、相続人は相続債務の負担を免れることはできない。

(2) 審理の範囲⁸⁾

家庭裁判所が審理すべき範囲について見解は分かれる。家庭裁判所は、相続放棄の申述を受理すべきか判断する際に、申述書の記載について形式的審査のみをなし得るとする見解と、形式的審査のみならず、実質的審査（相続放棄の実質的要件の具備）をもなし得るとする見解がある。さらに、後者においては、相続人による申述であること、相続放棄が相続人の真意に基づくものであること、法定期間内の申述であること、法定単純承認の事由がないこと等の相続放棄の実質的要件が審理の範囲に含まれるか否かについても見解が分かれている。

(3) 明白性基準⁹⁾

司法統計によると、相続の放棄の申述の受理の審判（別一 95）について、平成 31 年／令和元年度の既済総数 222,924 件のうち、認容 217,747 件（約 98%）、却下 538 件（約 0.2%）である。その背景には、相続放棄の申述が実質的要件を欠くことの明白な場合のみ申述を却下すべきである（実質的審査の対象となる事実の確定は民事訴訟に委ねることが妥当である）という見解がある（仙台高決平元・9・1 家月 42 巻 1 号 108 頁、福岡高決平 2・9・25 など）。

●——注

- 1) 再転相続における熟慮期間の起算点に関する最判令元・8・9 は、最高裁昭和 59 年判決を引用し、熟慮期間の例外的考慮を認めた。
- 2) 潮見佳男編『新注釈民法 (19) 相続 (1)』（有斐閣、2019 年）492 頁〔幡野弘樹〕。
- 3) 熟慮期間の起算点の解釈に関する判例・学説の変遷に関して、潮見編・前掲注 2）483 頁以下〔幡野〕、松原正明『全訂判例先例相続法Ⅲ』（日本加除出版、2008 年）3 頁以下参照。
- 4) 潮見佳男『詳解 相続法』（弘文堂、2018 年）59 頁。
- 5) 松田亨「相続放棄・限定承認をめぐる諸問題」松原正明＝右近健男編『新家族法実務大系 3 相続 [1] —相続・遺産分割—』（新日本法規、2008 年）391 頁。
- 6) 潮見・前掲注 4）58 頁。
- 7) 松田・前掲注 5）400 頁。
- 8) 松原・前掲注 3）244 頁。
- 9) 潮見編・前掲注 2）497 頁〔幡野〕、松原・前掲注 3）245 頁。